

多子世帯の負担軽減について 東大和市

同一世帯内に18歳以下(高校生世代以下)の加入者が3人以上いる世帯の場合、3人目以降の均等割を無料化。

注1:18歳とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方をいう。

注2:18歳以下であっても納税義務者及びその配偶者の場合は、3人目以降に含まれない。

昭島市

18歳以下の加入者が2人以上いる世帯の場合、18歳以下の方うち2人目の均等割額を半額、3人目以降は9割軽減。

注1:18歳とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方をいう。

注2:「所得が一定金額以下の世帯」(7・5・2割軽減)の対象となる場合は、その軽減を優先。ただし、その軽減額が「同一世帯に18歳以下の加入者が2人以上いる世帯」で受けられる軽減額と比べて小さい場合は、その差額も減額。

昭島市との比較 例:18歳以下の子が4人いる場合(7・5・2割軽減非該当)

	第1子	第2子	第3子	第4子	計	平成28年度実績 (軽減額)
東大和市 (軽減前)	37,800円	37,800円	0円 (37,800円)	0円 (37,800円)	75,600円 (151,200円)	204世帯 (4,999,700円)
昭島市 (軽減前)	39,000円	19,500円 (39,000円)	3,900円 (39,000円)	3,900円 (39,000円)	66,300円 (156,000円)	422世帯 (9,318,079円)